指定介護老人福祉施設
「特別養護老人ホーム 阿南荘」
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（ 徳島県指定 第３６７０４０００２１号 ）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

1．施設経営法人 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2．ご利用施設 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3．居室の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4．職員の配置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5．当施設が提供するサービスと利用料金 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6．施設を退所していただく場合（契約の終了について） ・・ １１
7．残置物引取人 ・・・・・・・・・・・・・・・ １４
8．苦情の受付について ・・・・・・・・・・・・・・・ １４
9．事故発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ １４

１．施設経営法人

（１）法　人　名　；　社会福祉法人　阿南福祉会

（２）法人所在地　；　徳島県阿南市宝田町今市金剛寺４３番地

（３）電 話 番 号　；　０８８４－２２―５６５６　　（FAX　０８８４－２３－２１３３）

（４）代表者氏名　；　理事長　　岸　　彰

（５）設 立 年 月　；　昭和　４７　年　　１　月　１０　日

２．ご利用施設

（１）施　設　の　種　類　　指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定

徳島県　第　３６７０４０００２１　号

（２）施　設　の　目　的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び、共用施設を利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

（３）施　設　の　名　称　　特別養護老人ホーム 阿南荘

（４）施 設 の 所 在 地　　徳島県阿南市宝田町今市金剛寺４３番地

（５）電　話　番　号　　０８８４－２２－５６５６

（６）施設長（管理者）氏名　　助　石　浩　章

（７）当施設の運営方針

1. 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活の復帰を念頭に置いて、入浴、排泄食事の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、其の他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。その事により、ご利用者が其の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指します。
2. ユニットケアの実践により、家族的な雰囲気で家庭のぬくもりと親しみを大切にしたサービスを提供するよう努めます。
3. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連繋に努めます。
4. 併設事業として、阿南荘短期生活介護事業所、阿南荘在宅介護支援センター（居宅介護支援事業含む）、阿南東部高齢者お世話センター（包括的支援事業及び介護予防支援事業）、阿南荘ホームヘルプサービス事業を実施し、在宅福祉サービスにも努めます。
5. 理学療法士、管理栄養士等、専門職を配置しサービスの充実に努めます。

（８）開　設　年　月　　昭和　４７　年　　４　月　　１　日

（９）入　所　定　員　　８０　人（４人室）　４０人（ユニット型個室）

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、４階に個室４０室、２・３階に４人部屋２０室です。

＜阿南荘の居室および設備の状況＞

居室・設備の種類	室　数	備　考
ユニット型個室	４０　室	４階のみ
４人部屋	２０　室	ユニット型式
合　計	６０　室	
共同生活室	１２　室	
機能訓練室	１　室	［主な設置機器］ 平行棒、肋木、杖、バーベル、亜鈴、砂のう、角度計、握力計、ホットパック、高周波治療器、重錘滑車、起立用腰掛け、あんま器、電動マッサージ器、足用ローラー、スーパーライザー
浴　室	９　室	小型介護浴槽（６）、臥床式機械浴槽（３）
医務室	１　室	２階
静養室	２　室	２階、３階

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆　居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆　設備に関する特記事項　　トイレ　；　すべてシャワー付便座を整備

４．職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	常勤換算	指定基準
※１．施設長（管理者）	１名	１　名
※２．介護職員	６６名	４２　名
※３．看護職員	１２名	６　名
※４．生活相談員	４名	２　名
※５．機能訓練指導員	２名	２　名
※６．介護支援専門員（兼務）	３名	２　名
７．医師　（嘱託医）	３名	必要数
８．管理栄養士	３名	１　名
※９．事務員	３名	必要数
※10．調理員	１１名	必要数

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週４０時間）で除した数です。
（例）週８時間勤務の介護職員が５名いる場合、常勤換算では、１名（８時間×５名÷４０時間＝１名）となります。

≪主な職種の勤務体制≫

職　種	勤　務　体　制
１．施設長	毎　週　月曜日～土曜日　９：３０　～　１８：３０

２．医　師（内科他） 〃　（内科他） 〃　（精神科医）	毎　週　火曜日　　１３：００ ～ １４：００ 毎　週　金曜日　　１３：００ ～ １４：００ 月１回　第３月曜日　１４：００ ～ １５：００
３．介護職員 （内、介護支援専門員１名）	標準的な時間帯における最低配置人員 早　晩；　　７：３０ ～　１６：３０　１２名 普　通；　１０：００ ～　１９：００　１２名 夜勤　；　１８：４５ ～ 翌　８：００　６名
４．看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早　番；　　７：３０ ～ １６：３０　１名 早　番；　　８：００ ～ １７：００　３名 普　通；　　９：００ ～ １８：００　１名 遅　番；　１０：００ ～ １９：００　２名
５．機能訓練指導員	毎週月曜日～金曜日　８：３０ ～ １７：３０　２名 土曜日；　８：３０ ～ １２：３０　１～２名
６．管理栄養士	毎週月曜日～日曜日　９：００ ～ １８：００　１名
７．調理員	標準的な時間帯における最低配置人員 早　番；　　６：００ ～ １５：００　１名 普　通；　　７：３０ ～ １６：３０　３名 遅　番；　１０：００ ～ １９：００　１名
８．生活相談員 （内、介護支援専門員２名）	毎週月曜日～金曜日　９：００ ～ １８：００　４名 土・日曜日；　９：００ ～ １８：００　隔週１名
９．事務員	毎週月曜日～金曜日　９：００ ～ １８：００　３名 土・日曜日；　９：００ ～ １８：００　隔週１名

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

（１）介護保険の給付の対象となる介護サービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、利用料金の９割（所得に応じて８割・７割の場合有り）が、介護保険から給付されます。以下の自己負担額は１割分を記載（所得に応じて２割・３割の場合有り）。

≪サービスの概要≫

① 当施設は、「日常生活継続支援加算」「夜勤職員配置加算」の事業所です。

新規入所者のうち、要介護４～５の占める割合が７０％以上又は日常生活自立度Ⅲ以上が６５％以上であり、質の高いケア（介護福祉士を入所者６名ごとに１人以上配置）を実施する事業所です。

２２時から翌５時を含む連続した１６時間（１７時～翌９時）に、配置基準人数よりも毎日１人以上多く介護・看護職員が出勤している事業所です。

区　　分	介護サービス費	介護保険から給付	自己負担額
日常生活継続支援加算（2・3階）	３６０ 円／日	３２４ 円／日	３６ 円／日

日常生活継続支援加算（４階）	４６０ 円／日	４１４ 円／日	４６ 円／日
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	１３０ 円／日	１１７ 円／日	１３ 円／日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	２７０ 円／日	２４３ 円／日	２７ 円／日

② 食 事

・当施設は、管理栄養士が、医師、看護師および介護支援専門員、そのたの職種が共同して「**栄養ケア・マネジネント**」を実施する体制を整備した事業所です。

・当施設では、管理栄養士が作成する「献立表」により、ご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した栄養価の食事を提供します。

・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取って頂くことを原則としています。

・ 保温冷庫で配膳し、適温でお食事を提供します。

・ ご利用者の病状等に応じて、医師の発行する食事せんに基づいた「**療養食**」を提供します。また、傷病等による著しい嚥下障害を有し経管栄養であっても医師の指示書に基づ「**経管栄養食から経口食への移行**」や経口で食事摂取ができるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し経口摂取維持計画（原則は１８０日が目安）を作成し、「**経口維持**」に関しても栄養ケア・マネジネントに基づき援助します。管理栄養士にご相談ください。

但し、これらに伴う介護サービス費の１割負担（下表参照）が発生します。

区 分	介護サービス費	介護保険から給付	自己負担額
栄養マネジメント強化加算	１１０ 円／日	９９ 円／日	１１ 円／日
療 養 食 加 算	１８０ 円／日	１６２ 円／日	１８ 円／日
経 口 移 行 加 算	２８０ 円／日	２５２ 円／日	２８ 円／日
経口維持加算Ⅰ（※１）	４，０００円／月	３，６００円／月	４００円／月
経口維持加算Ⅱ（※２）	１，０００円／月	９００円／月	１００円／月

※１ 経口維持加算Ⅰ ； 栄養ケアマネジメント実施者が対象です。

※２ 経口維持加算Ⅱ ； 経口維持加算Ⅰ算定者が対象です。

☆ 嚥下機能障害とは ・・ 食事や水分にむせる、咳が出やすい、痰が多い、パサついた食事や繊維の多い食事が食べにくい、食事をなかなか飲み込めず時間がかかる、口腔内に悪性腫瘍がある等の症状が見られる場合、嚥下機能障害と評価します。

③ 入 浴

・ 入浴又は清拭を週２回行います。

・ ご利用者の身体状況に応じた浴槽を使用して入浴していただきます。

④ 排 泄 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

・ 機能訓練指導員２名を配置し、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練の実施・評価・計画の見直しを定期的に行い、安定した日常生活の維持に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

区 分	介護サービス費	介護保険から給付	自己負担額
個別機能訓練加算(Ⅰ)	１２０ 円／日	１０８ 円／日	１２ 円／日

個別機能訓練加算(Ⅱ)	２００ 円／月	１８０ 円／月	２０ 円／月

⑥ 健康管理

・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ 重度化への対応

・ ご利用者の重度化に伴い、医師・看護職員・介護職員・管理栄養士・生活相談員等が連携し、緊急時には夜間においても看護職員との連絡が取れるよう体制を整え、また、これらによる的確な看護指示が行える２４時間体制の確保を行うとともに、常に看護職員から嘱託医師への連絡および協力病院への受診が可能となる体制を整備しています。

・ 当施設は、「**看護体制加算（Ⅰ）および（Ⅱ）**」に該当する事業所です。

○看護体制加算（Ⅰ）とは、常勤の看護師を１名以上配置している事業所です。

○看護体制加算（Ⅱ）とは、看護職員を最低配置基準より１人以上上回って配置し、尚且つ常勤換算方法で入所者数２５名ごとに１人以上の看護職員配置に加え、当事業所の看護職員または病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、２４時間の連絡体制を確保した事業所です。

区　　分	介護サービス費	介護保険から給付	自己負担額
看護体制加算Ⅰ（4階）	６０ 円／日	５４ 円／日	６ 円／日
看護体制加算Ⅰ（2・3階）	４０ 円／日	３６ 円／日	４ 円／日
看護体制加算Ⅱ（4階）	１３０ 円／日	１１７ 円／日	１３ 円／日
看護体制加算Ⅱ（2・3階）	８０ 円／日	１１７ 円／日	８ 円／日

「看取り介護」の体制を整備した事業所です。

ご利用者個々の疾病や身体状況および、ご家族のご希望による「看取り」の体制を整備しています。疾病の進行や身体機能の低下等の様々な要因による「看取り介護」を医師・看護職員・介護職員・管理栄養士・生活相談員等が協働して取り組みます。

※ 看取り介護の実施にあたっては、「看取り介護実施同意書」の作成が、必要となります。

区　　分		介護サービス費	介護保険から給付	自己負担額
看取り介護加算	死亡日以前４～３０日	1,440 円／日	1,296 円／日	144 円／日
	死亡日の前日・前々日	6,800 円／日	6,120 円／日	680 円／日
	死　　亡　　日	12,800 円／日	11,520 円／日	1,280 円／日

※ 「看取り介護」の対象となった場合は、医師がターミナル期にあると診断した時点で、必ず施設ならびに医師がご家族に対し、「看取り介護加算」の実施にかかる説明を行い、同意の書面に署名･押印をいただきます。

「看取り介護加算」対象の起算日は、医師の診断日（同意の書面に署名･押印）となります。「看取り介護加算」は、亡くなられた日から遡ること最長３０日を限度とした期間が適用されます。

◇「看取り介護」指針

1．看護職員・介護職員・管理栄養士・生活相談員等が連携し、ご利用者個々の疾病や身体状況および、ご家族のご希望等による「看取り介護」の体制を整備しています。

2．緊急時には夜間においても看護職員との連絡が取れるよう体制を整え、２４時間体制で的確な看・介護指示を行います。

また、常に看護職員から嘱託医師への連絡および協力病院への受診が可能となる体制を整備しています。

但し、当施設内での医療行為は行えません。

3．「看取り介護」にかかる個室を確保しています。

4．ご利用者の部屋等で、ご家族が付き添い、共に過ごせる環境を整え、重篤な状態に際しては、ご利用者に２４時間付き添えるスペースを確保しています。

⑧　口腔清潔および機能維持

歯科医師ならびに歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、入所者利用者の口腔ケアにかかる技術指導および助言を得て、個々のケアプランに口腔ケアマネジメント計画を策定し、口腔機能維持に努めます。

⑨　初期加算

入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から３０日に限って、１日につき３０単位が加算されます。（利用者負担額１日３０円）

⑩　科学的介護推進体制加算

ご利用者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、計画、実行、評価、改善のサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めます。

１ヶ月につき５０単位が加算されます。（利用者負担額１ヶ月５０円）

≪介護サービス利用料金（１日あたり）≫（契約書第７条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じた介護サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額、１割額を例示）と施設体制整備にかかる加算（基本利用料金という。）ならびに食費および居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。（サービスの利用料金の合計は、ご利用者の要介護度や負担割合に応じて異なります。）

令和６年８月１日～

２階・３階（４人室）　　（ 単位 ； 円／日額 ）

区　　分		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
①　介護サービス利用料金		5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
②　介護保険からの給付額		5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
基本利用料	③ 介護サービス費自己負担額	589	659	732	802	871
	④ 日常生活継続支援加算	36				
	⑤ 看護体制加算（Ⅰ）ロ	4				
	⑥ 看護体制加算（Ⅱ）ロ	8				

	⑦ 夜勤職員配置 加算 （Ⅰ）ロ	13				
	⑧ 科学的介護推進体制加算	※ この加算は、月額です。 50				
	⑨ 栄養マネジメント強化加算	11				
	⑩ 個別機能訓練加算 （Ⅰ）	12				
	⑪ 個別機能訓練加算 （Ⅱ）	※ この加算は、月額です。 20				
⑫小計 （③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑨+⑩）		673	743	816	886	955
⑬ 食費		1,445				
⑭ 居住費		915				
⑮ 小計 （⑬ ＋ ⑭）		2,360				
⑯ 合計 （⑫ ＋ ⑮）		**3,033**	**3,103**	**3,176**	**3,246**	**3,315**

令和６年８月１日～

４階（個室ユニット） （ 単位 ； 円／日額 ）

区分		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
① 介護サービス利用料金		6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
② 介護保険からの給付額		6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
基本利用料	③ 介護サービス費自己負担額	670	740	815	886	955
	④ 日常生活継続支援加算	46				
	⑤ 看護体制加算 （Ⅰ）イ	6				
	⑥ 看護体制加算 （Ⅱ）イ	13				
	⑦ 夜勤職員配置 加算 （Ⅱ）イ	27				
	⑧ 科学的介護推進体制加算	※ この加算は、月額です。 50				
	⑨ 栄養マネジメント強化加算	11				
	⑩ 個別機能訓練加算（Ⅰ）	12				
	⑪ 個別機能訓練加算（Ⅱ）	※ この加算は、月額です。 20				
⑪小計 （③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧+⑩+⑪）		785	855	930	1,001	1,070
⑫ 食費		1,445				
⑬ 居住費		2,066				
⑭ 小計 （⑫ ＋ ⑬）		3,511				
⑮ 合計 （⑪ ＋ ⑭）		**4,296**	**4,366**	**4,441**	**4,512**	**4,581**

※ ご利用料月額は、「 ⑮合計額 × 利用日数 ＋ ⑧ ＋ ⑪ 」となります。

※ １ヶ月のご利用金額に１４.０％を乗じた額（介護職員等処遇改善加算）をご負担頂きます。

１．介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

２．ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（契約書第２１条、第２４条参照）

サービス利用料	介護保険から給付	自己負担額
２，４６０ 円／日	２，２１４ 円／日	２４６ 円／日

※ 上限日数（１か月に６日）を限度として、所定単位数に替えて、１日に付き負担いただく額。報酬改定により金額は変更されます。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条、第７条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となる場合があります。

≪サービスの概要と利用料金≫

①　レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。活動や参加にかかる料金は不要ですが、材料代等の実費が発生した場合には、ご負担願うことがあります。

②　貴重品の管理

○　管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金

○　お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑等

○　保管管理者：施設長

○　出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・　預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・　保管管理者は上記届け出の内容に従い、預貯金の預け入れ及び引き出しを行います。

・　保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

・　上記については別に定める預り金規程に基づき行います。

③　複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただく場合があります。

④　利用者に対する理美容及び各種送迎

利用料金：当面は無料ですが、必要に応じご負担いただく場合があります。

⑤　日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただく場合があります。

※令和７年４月１日より、施設生活費として月額１，０００円を頂きます。

※自室でテレビを視聴される方は、ケーブルテレビ視聴料として、月額５００円を頂きます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥　契約書第２２条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金

ご利用者の要介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
料金（日額）４階	9,676 円	10,356 円	11,086 円	11,776 円	12,446 円
料金（日額）2・3 階	7,425 円	8,105 円	8,815 円	9,495 円	10,165 円

ご利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は要介護１の金額とする。

☆　経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。（契約書第８条）

⑦　行政手続きの代行

ご利用者またはご契約者からの申し出により、各種行政手続きの代行を行うことができます。その際、必要な料金をいただく場合があります。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、預金残高を確認して不足額をお知らせしますので、翌月１０日までにお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

お支払い方法は、阿波銀行阿南支店の口座（ご本人名義）からの自動引き落としとさせていただきます。ご本人名義の通帳（阿波銀行阿南支店）と印鑑（当該口座用）をお預りし、ご持参いただいた現金を当該口座に入金させていただきます。

お預りした預金通帳については、ご契約者の求めに対し随時開示するとともに、３か月毎に残高確認書を送付し、取引内容を確認していただきます。

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）但し、利用者の急激な体調等の変化により事業者が必要と認めた場合に限り、契約者の同意（連絡がとれない場合）を得ず下記医療機関およびその他の医療機関で診療を受ける場合があります。

①　協力医療機関

医療機関の名称	ＪＡ厚生連　阿南医療センター
所　　在　　地	阿南市宝田町川原６番地１
診　療　科　目	内科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、麻酔科他

②　協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人親和会　　神原歯科
所　　在　　地	阿南市富岡町トノ町８１番地１

６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

（契約書第１６条参照）

① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
※ 契約書第１７条１８条参照
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）
※ 契約書第１９条参照

（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第１７条、第１８条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご利用者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第１９条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが４か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊　利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第１９条参照）

当施設入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

①　検査入院等、短期入院の場合

１か月につき６日以内（連続して７泊、複数の月にまたがる場合は１２泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（１日当たり、２４６円）

②　上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、３か月以内に退院された場合には退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③　３か月以内の退院が見込まれない場合

３か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

＜入院期間中の利用料金＞

上記、入院中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第２０条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○　適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○　居宅介護支援事業者の紹介
○　その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※　ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として、４６０円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7. 残置物引取人（契約書第 23 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合　に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 23 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

８．苦情の受付について（契約書第２６条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○　苦情受付窓口（担当者職氏名）ならびに連絡先

＊　施設長　　助　石　浩　章　　主任生活相談員　島　　夏　樹
　　生活相談員　天　羽　　裕
　　〃　　豊　永　由　美

＊　連絡先　　０８８４－２２－５６５６

○　受付時間　　毎週　月曜日　～　土曜日　　９：００　～　１８：００

（２）行政機関その他苦情受付期間

阿南市役所介護保険担当課	所在地　阿南市富岡町トノ町１２－３ 電話番号　０８８４－２２－１７９３ 受付時間　８：３０ ～ １７：００
国民健康保険団体連合会	所在地　徳島市川内町平石若松７８－１ 電話番号　０８８－６６６－７２０５ 受付時間　９：００ ～ １７：００

９．事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合の対応について

１．　ご家族、契約者（ご連絡先）、必要に応じて市町村へ速やかに事故状況等の報告を行います。

2．　ご利用者の救命や安全確保を最優先に救急処置を行うとともに、ご利用者が指定する病院、主治医への連絡および医療機関との連携を速やかに行います。

3．　事故が発生した場合は事実を調査、確認し事故の究明分析も行います。ご家族、ご契約者に経過報告も行い整理し記録を行います。

4．　事故発生直後の初期対応手順や医療器具の設置場所や緊急連絡継送リストを常に整備し全職員が理解し速やかに対応できる様周知徹底を行います。

5．　常にご利用者ご契約者の立場に立ち、ご利用者の心身の特徴や状態を常に把握し、ケアプラン等を活用しながらサービスの質の向上を図る様職員が連携を図ると共に　介護技術の研鑽に努めより良いサービスの提供を目指します。

6．　事故が発生した場合は施設全体で受けとめ窓口を一本化しご家族ご契約者と連携を図り誠意をもって事故解決に努めます。

7．　賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償等の手続を速やかに行います。当施設は、「社会福祉施設総合保険」に加入しております。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

指定介護老人福祉施設　；　特別養護老人ホーム　阿　南　荘

説明者職名　　施設長　　氏　名　　助　石　浩　章　　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者　　住　所

氏　名　　㊞

利用者　　住　所

氏　名　　㊞

※　この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附　　則

この重要事項説明書は、平成１２年　４月　１日から施行する。

○　平成１３年　１月　１日　改定施行　（契約書第７条、第２２条）
○　平成１４年　４月　１日　改定施行　（事故発生時の対応について）
○　平成１５年　４月　１日　改定施行　（契約書第７条、第２２条および事故発生時の対応について）
○　平成１６年　１月　１日　改定施行　（事故発生時の対応について）
○　平成１７年１０月　１日　改定施行　（介護サービス費の改定および食費・居住費の利用者負担について）
○　平成１８年　４月　１日　改定施行　（介護サービス費の改定および施設体制整備にかかる加算）
○　平成２０年　４月　１日　改定施行　（職員の配置状況、主な職員の勤務体制）
○　平成２１年　４月　１日　改定施行　（介護サービス費の改定および施設体制整備にかかる加算）
○　平成２１年１０月　１日　改定施行　（阿南荘全面改築により一部ユニット型個室化）
○　平成２１年１１月　１日　改定施行　（施設長変更）
○　平成２２年　４月　１日　改定施行　（施設体制整備にかかる加算（夜勤職員配置加算））
○　平成２４年　４月　１日　改定施行　（介護報酬改定、職員配置修正）
○　平成２６年　４月　１日　改定施行　（介護報酬改定、ユニット型新規）
○　平成２７年　４月　１日　改定施行　（介護報酬改定）
○　平成２７年　８月　１日　改定施行　（多床室　居住費改定）
○　平成２７年１２月　１日　改定施行　（嘱託医勤務時間変更、行政手続の代行追加）
○　平成２９年　４月　１日　改定施行　（介護職員処遇改善加算率変更）
○　平成３０年　４月　１日　改定施行　（介護報酬改定：基本額、初期加算記載追加）
○　令和　１年１０月　１日　改定施行　（消費増税に伴う利用料改定、介護職員等処遇改善加算）
○　令和　２年　１月　１日　改定施行　（利用者負担割合が所得に応じて１割～３割の場合有り）
○　令和　２年　７月　１日　改定施行　（理事長変更）
○　令和　３年　４月　１日　改定施行　（介護報酬改定：基本額、加算）
○　令和　３年　８月　１日　改定施行　（食費改定）
○　令和　３年１０月　１日　改定施行　（コロナウイルス対策費用削除、科学的介護推進体制加算額変更他）
○　令和　４年１０月　１日　改定施行　（介護職員等ベースアップ等支援加算）
○　令和　６年　４月　１日　改定施行　（介護報酬改定、６月・８月の改定予告）
○　令和　６年　８月　１日　改定施行　（居住費改定）
○　令和　７年　４月　１日　改定施行　（施設生活費）